

令和5年4月21日
北海道開発局

指名停止措置を行いました ～建設業法違反行為～

北海道開発局は、水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスが、関東地方整備局長より監督処分を受けたことから、水道機工株式会社に対して指名停止4か月、株式会社水機テクノスに対して指名停止3ヶ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当）

同社らは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、同発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止）を受けた。また、同日、水道機工株式会社は、同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同局長より監督処分（指示）を受けた。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜岡5-48-16
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜岡5-48-16

2. 指名停止措置期間

水道機工株式会社：令和5年4月21日～令和5年8月20日（4か月）

株式会社水機テクノス：令和5年4月21日～令和5年7月20日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 上席専門官 沼下 義輝（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

